

富士市斎場ご利用案内

このご利用案内は、富士市が管理・運営する「富士市斎場」の利用について定めたものです。

ご利用に際しては、下記の内容をご理解いただき、これを遵守してください。

1 開場日及び開場時間について

(1) 開場日

1月1日及び友引の日を除き、ご利用いただけます。

※ただし、冬季においては友引の日の一部を開場する場合があります。

(2) 開場時間

9時から17時（出棺時刻は9時から15時の1時間単位）

2 斎場使用料について

施設等の区分	使　用　料			
	単　位		金　額	
			使用者又は死亡者が市民の場合	その他の場合
火葬施設及び待合室	13歳以上	1体につき	無料	36,000円
	13歳未満	1体につき	無料	27,000円
	妊娠4月以上の死胎	1胎につき	無料	13,000円
	遺骨 (改葬に伴うもの)	1件につき	無料	13,000円
焼却施設	本人又は家族の手術肢体、産汚物等	10キログラムごとにつき	無料	9,350円
	本人又は家族以外の手術肢体、産汚物等	10キログラムごとにつき	2,970円	
靈安室	1回につき		無料	3,300円
靈きゅう自動車	1回につき			4,000円

備考 1 精安室を使用する場合の1回とは、24時間以内とする。

2 精きゅう自動車の運行は、市内における出棺場所から斎場までの往路に限る。

3 火葬について

富士市斎場における火葬は、斎場到着、お別れ、火葬、収骨、退場の順に行います。

斎場内の所要時間は、概ね2時間です。

火葬の時刻について（点火時刻を目安に出棺時間の調整をお願いします）

出棺時間帯	9時	10時	11時	12時
着棺時刻	9時05分から	10時05分から	11時05分から	12時05分から
点火時刻	9時25分	10時25分	11時25分	12時25分
出棺時間帯	13時	14時	15時	
着棺時刻	13時05分から	14時05分から	15時05分から	
点火時刻	13時25分	14時25分	15時25分	

4 ご利用方法と注意事項について

(1) 斎場使用許可申請について

火葬予約は電話連絡等で可能ですが、斎場を利用しようとする方は、斎場利用日前日までに富士市役所の所定の窓口（市民課または夜間、休日、祭日においては守衛室）で斎場使用許可の申請を行い、使用許可証の交付を受けてください。

※前日までの申請書提出が困難となる場合は、事前に斎場との調整を十分に行い、当日の火葬が円滑に行えるようにしてください。

※斎場の空き状況は、斎場予約システムでご確認いただけます。また、事前に登録した葬祭事業者の方は当システムから予約を行うことができます。

(2) 斎場予約時間の確認及び出棺時間の連絡について

火葬当日の朝8時30分から9時00分の間に、当斎場へ予約時間確認の電話連絡をしてください。また、出棺する際にもその旨を連絡してください。

(注) 24時間以内の火葬の禁止について

死亡又は死産（妊娠7箇月（24週）以降の場合）の後、24時間を経過した後でなければ、火葬を行うことはできませんので、ご注意願います。

(3) 棺の大きさについて

当斎場を利用する棺の大きさは、高さ60cm以内、幅55cm以内、長さ210cm以内のものです。

(4) 事前のお申し出事項について

次の場合は、事前に、必ず当斎場事務室へ電話連絡をしてください。

ア ご遺体が、感染症でお亡くなりになった方である場合

イ ご遺体が、ペースメーカーなどの医療装置が装着されている方、又は装着が不明な方である場合

ウ ご遺体の体重が100kg以上である場合

エ 待合室は、一ご遺族様につき、1室（定員は72名）のご利用としますが、会葬者数がそれ以上見込まれる場合

オ 分骨（遺骨分け）をご希望される場合

※分骨して複数の墓地等に納骨する場合には、分骨証明書が必要となります。

(5) 副葬品等について（お願い）

次の表のような副葬品等は、ご遺骨の損傷、火葬炉の故障や損傷、異常燃焼や不完全燃焼の原因となりますので、棺の中へ入れないようお願いします。

※指輪などの貴金属は、火葬前に必ず取り外してください。

ペースメーカーを装着している場合は、事故防止のため必ず事前にお申し出ください。

危険物	アルコール類、ライター、スプレー缶、電池など
プラスチック・ビニール・化学合成繊維製品	化繊衣類、靴、サンダル、CD、ゴルフボール、緩衝材など
ガラス製品・貴金属製品	磁石、硬貨、ビン類、鏡、金、銀、銅、アルミ、プラチナメガネ、入れ歯、宝石類、携帯電話、音楽プレイヤーなど
燃えにくいもの	ドライアイス、寝具類、厚手の服、革製品、果物など
紙類	書籍類、多量の紙、厚手の紙、千羽鶴、写真アルバムなど

5 連絡先

富士市斎場 【電話 0545-36-0256】 【FAX 0545-36-1150】

富士市役所市民課戸籍住民担当 【電話 0545-55-2749】

※このご利用案内は令和7年12月時点の内容です